

## (1) 男女の賃金の差異について

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	69.9%
正社員	75.8%
パート・有期社員	95.8%

### 付記事項

- ・対象期間：令和5年度（令和5年6月5日～令和6年5月5日）
- ・正社員：正社員、特定正社員が該当
- ・パート・有期社員：契約社員、嘱託社員、アルバイト・パートが該当

### 計算の前提とした重要事項を付記

兼務役員は除いて計算しました。

また、月ごとの労働者数を計算するにあたり、1日も勤務せず賃金が発生していない労働者は除いて計算しました。

## (2) 男性の育児休業等取得率について

期間 令和5年6月5日～令和6年5月5日

取得率 0%